

紀宝町同窓会連絡会規約

第1条（名称）

本会は、紀宝町同窓会連絡会と称する。

第2条（目的）

本会は、紀宝町内中学校同窓生全体の相互の交流親睦を図り、交流活動を紀宝町と連携して行うことを目的とする。

第3条（所在地）

本会の事務局を三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地（紀宝町役場）に置く。

第4条（事業）

第2条の目的を達成するため、本会は次の活動等を行う。

- ① 同窓生相互の交流親睦を深める活動
- ② 同窓生間及び紀宝町と同窓生の情報交換活動
- ③ 各学校の同窓生の交流親睦を支援する活動
- ④ 紀宝町と連携して実施するUターン促進などの諸活動
- ⑤ その他本会代表が適当と認める活動等

第5条（会員）

本会の会員は、紀宝町内中学校同窓生のうち本会への加入を申し出た者及びその他の者であって本会の代表が会員とすることを適当と認めた者とする。

第6条（役員）

1 本会に次の役員を置く。

代 表 1名

副代表 1名

2 代表は、会を代表し運営する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第7条（役員任期）

1 役員任期は1年とする。

2 前項の定めに関わらず、役員は後任が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

第8条（会計）

本会の会計には代表の指名した事務局職員をもって充て、本会の会計一切を担当する。

第9条（運営）

1 会は、毎年1回以上の会議を役員、会計及びその他代表が会議に参加することが適当と認めた会員の出席のもとで開催し、この会の重要事項について審議する。

2 議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第10条（活動費用）

本会の活動に関する費用は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第11条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附 則

この規約は平成29年6月20日から適用する。